

和泊町告示第 89 号

むうるしまちゅんど～故郷旅～補助金交付要綱を次のように定めた。

令和 7 年 8 月 14 日

和泊町長 前 登志朗

むうるしまちゅんど～故郷旅～補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、島外に住所を有する本町出身者及び本町出身者の親族（以下「出身者等」という。）に沖永良部島への来島を促し、故郷を訪れ、沖永良部島を体験して、島の良さを感じ又は思い出すことで、郷土愛を醸成し、移住定住促進や郷土会などへの参加、ふるさと納税の意欲向上に繋げるとともに、入込客数の平準化等の観光課題の解決を図ることを目的として、町内の宿を利用した場合に限り、予算の範囲内において旅費の一部を負担するむうるしまちゅんど～故郷旅～補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、補助金を交付することについて、和泊町補助金等交付規則（平成 22 年和泊町規則第 18 号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において掲げる用語の定義は、それぞれ次の表のとおりとする。

用語	定義
出身者等 (右記のいずれかを満たすもの)	本籍が本町にある者（除籍含む）及びその親族（直系 2 親等以内）
	親族（直系 2 親等以内）が本町に住所を有する者
	一定期間（5 年間）以上本町に住所を有したことがある者
町内の宿	旅館業法その他法令に基づき、旅館業又は住宅宿泊事業を本町内で営む宿泊施設

(補助対象者等)

第 3 条 補助金交付の対象となる者及び補助金額は次のとおりとする。

- (1) 補助金対象者は第 2 条で定義する「出身者等」とする。また、出身者等の複数人による同行程の申請の場合は 2 名までを補助金対象者とする。
- (2) 補助金対象者への補助金の交付は、年度一回限りの交付とする。
- (3) 補助金対象者への補助額は次のとおりとする。

ア 交通費 1人当たり 15,000 円を上限とし、実費額又は上限額のいずれか低い方とする。

イ 宿泊費 1人1泊当たり 2,000 円を上限とし、かつ5泊を限度とする。

ウ 和泊町内の加盟店における奄美群島 e しまギフト利用者 1人当たり 5,000 円とする。

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは補助の対象としない。

- (1) 旅行会社等が企画する複数人のツアー商品による来島者
- (2) 奄美群島振興交付金を活用した「奄美群島航空・航路運賃軽減事業」利用者
(補助対象期間)

第5条 補助金の交付の対象となる期間は、第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた日(以下「交付決定日」という。)から当該交付決定日の属する年度の3月31日までの間において、町長が別に定める期間を対象とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) むうるしまちゅんど〜故郷旅〜補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 宣誓書・同意書(第2号様式)
- (3) 交通費の領収証
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金交付の決定通知及び交付の条件)

第7条 町長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を申請者に交付することが適当であると認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、むうるしまちゅんど〜故郷旅〜補助金交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(実績報告)

第8条 補助金交付の決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) むうるしまちゅんど〜故郷旅〜補助金実績報告書(第4号様式)
- (2) アンケート調査票(オンライン回答可)

(3) 交通費及び宿泊費並びに奄美群島 e しまギフト利用に係る経費を明らかにする書類（搭乗・乗船証明及び宿泊費領収証等）

(4) その他町長が必要と認める書類
（補助金の確定）

第9条 町長は、前条の実績報告を受けた場合には、関係書類を審査し、又は必要に応じて現地確認検査等を行い、実績報告内容が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、むうるしまちゅんど〜故郷旅〜補助金交付確定通知書（第5号様式）により補助対象者に通知する。

（補助金の請求）

第10条 補助金の確定を受けた者が、補助金を請求しようとするときは、むうるしまちゅんど〜故郷旅〜補助金交付請求書（第6号様式）を町長に提出しなければならない。

（決定通知の取消し又は補助金の返還）

第11条 町長は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合には決定通知を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 申請書その他関係書類に虚偽の記載をしたとき。
- (2) 補助事業の実施方法が不相当と認めたとき。
- (3) 決定通知の内容又はその他、町長の指示に違反したとき。
- (4) その他この要綱の規定に違反したとき。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月 日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

和泊町長 殿

住 所

申請者

むうるしまちゅんど～故郷旅～補助金交付申請書

むうるしまちゅんど～故郷旅～補助金の交付を受けたいので、むうるしまちゅんど～故郷旅～補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 宣誓書・同意書（第2号様式）
- (2) 交通費の領収証
- (3) その他町長が必要と認める書類

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

宣誓書・同意書

ふりがな 名前	(代表者)	※代表者と同行者との親族関係
	(同行者)	
代表者 住所	〒 _____ 連絡先：TEL _____ MAIL _____	
搭乗又は乗船 路線・ 行程	【 年 月 日 】 (発地) _____ 空港・港 ⇒ _____ 空港・港經由 ⇒ (着地) 沖永良部 空港 和泊・伊延 港 和泊町 宿泊先 _____ (泊) 【 年 月 日 】 (発地) 沖永良部 空港 ⇒ _____ 空港・港經由 ⇒ (着 和泊・伊延 港 地) _____ 空港	
対象者条件	出身者 <input type="checkbox"/> 本籍 ・ <input type="checkbox"/> 住所 (どちらかにチェックください) ※対象となる本籍地又は住所を以下ご記入ください。 【代表者】 _____ 【同行者】 <input type="checkbox"/> 同上	
奄美群島eしまギフト利用	<input type="checkbox"/> 利用申請 予定・済 (宿泊・お土産・飲食・体験・その他) ※利用内容を○で囲んでください。	
宣誓・同意	むうるしまちゆんど～故郷旅～補助金を申請するにあたり，上記記載内容について間違いありません。また，補助金交付対象者条件の審査に伴う戸籍・住所情報の確認について承諾します。 年 月 日 (確認を要する方の) 署名 _____	

町民支援課（確認欄）

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

和泊町長 印

むうるしまちゅんど～故郷旅～補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったむうるしまちゅんど～故郷旅～補助金については、下記のとおり決定いたしましたので通知します。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 交付決定に付する条件

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

和泊町長 殿

住 所
申請者

むうるしまちゅんど～故郷旅～補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった事業が完了したので、むうるしまちゅんど～故郷旅～補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 来島に要した額 金 円
- 2 実施期間
年 月 日から 年 月 日まで（泊 日）
- 3 添付書類
 - (1) 事業の内容を明らかにする書類（アンケート調査票等）
 - (2) 旅費及び宿泊費，奄美群島eしまギフト利用に係る経費を明らかにする書類（搭乗・乗船証明及び宿泊費領収証等）
 - (3) その他町長が必要と認める書類

第5号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

和泊町長 印

むうるしまちゅんど～故郷旅～補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった上記補助金については、下記のとおり確定しました。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 内訳

第6号様式（第10条関係）

年 月 日

和泊町長 殿

住 所
申請者

むうるしまちゅんど～故郷旅～補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号の交付確定通知書に基づくむうるしまちゅんど～故郷旅～補助金を交付くださるようむうるしまちゅんど～故郷旅～補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 金 円
- 2 振込先

振 込 口 座	金融機関名	
	支店（所）名	
	預金種別	
	口座番号	
	（フリガナ）	
	口座名義	

※振込口座が確認できるものを添付してください。